

<その他>

## 犬猫の大量生産・大量消費・大量廃棄

—公益社団法人日本動物福祉協会獣医師・調査員 町屋 奈さんに聞く—

聞き手 山口 拓 美

### はじめに

2016年に消費者物価指数の採用品目の改定が行われ、新たにペットトイレ用品が採用品目の1つとなった。ドッグフードとキャットフードはすでに調査対象品目として採用されていたが、今回ペットトイレ用品が追加されたことで、ペット関連商品の家計消費支出における重要性の高まりが改めて示されたといえる。実際、スーパーに足を運ばばペット関連商品が陳列棚のかなりの部分を占めているのが分かり、ペット産業の大きさを実感することができる。ペット、とりわけ犬猫の生産と消費、およびそれに付随する関連商品の生産と消費は、日本のGDPの拡大によって決して無視できない部門になりつつあるとあってよい。

とはいえ、犬猫はいうまでもなく苦痛を感じる感性的存在であり、その生産・流通・消費の過程では十分な倫理的配慮が不可欠である。この点で、犬猫の売買には労働力の売買と共通する部分がある。労働力の売買が、労働基準法等の労働法の下に置かれているのと同じように、犬猫の売買は動物愛護法の下に置かれている。しかし、労働力の売買が政治経済学や社会政策論の重要な研究テーマの1つであり続けてきたことと比べれば、犬猫の売買は経済学部の中ではほとんど研究されてこなかったテーマであるといえる。しかも、犬猫の売買をめぐる政治的、経済的、倫理的、法的状況は最近になって大きく変化しつつある。

そこで、このテーマの研究に着手するにあたり、はじめにまず犬猫の売買に関する現在の状況を正しく把握することが必要であると考え、この領域で長年動物福祉に取り組んできた公益社団法人日本動物福祉協会を訪ねることとし、同協会の調査員で獣医師でもある町屋<sup>ない</sup>奈先生から直接お話を聞きした。以下はその一部である。インタビューは2017年8月8日に五反田にある日本動物福祉協会の事務所で行われた。

### インタビュー

山口 市民からの相談で一番多いのはどのようなことですか。

町屋 相談件数の中では動物虐待が多いです。その中でもネグレクトとか不適切な飼養管理につ

いてのご相談が多いです。ただ、これは「疑い」なので、実際に私たちが見に行って判断しているわけではなく、相談者の方が虐待かもしれないと受け取った感じでこちらに相談するというものです。2016年度は前年度より14件増えて110件ありました。それから野良猫の不審死の相談も昨今多くなってきています。

**山口** 不審死というのは、虐待されて死に至ったということでしょうか。あるいは薬物で殺された、とかでしょうか。

**町屋** 当協会に持ちこまれました一検体については大学で検死してもらっているのですが、その他、みつかった死体は警察が持っていきましたので死因についてはこちらでは分かりません。わかっていることは警察で胃内容物を検査して毒物が検出されなかったということぐらいで事件化はされていません。野良猫の場合は警察の動きはとたんに鈍くなります。ただでさえ動物というだけで鈍くなるのですが、野良猫の場合は飼い主がいません。なので、飼い主がいないところで警察は動きが鈍くなります。

**山口** 野良猫の虐待や不審死というのは気になりますが、背景としてはどのようなことが考えられますか。

**町屋** 餌付けされて人に慣れている猫が対象になりやすいということがあります。無責任に餌をやる人の問題、ただ可愛いという感情だけで動いて餌をやる人の問題が背景にあります。可愛い子猫を見られなくなるので不妊去勢手術には反対だという身勝手な餌やりさんもいます。

**山口** 猫に対する愛情はすごくあるのでしょうか、あまり良い結果は生み出さないということでしょうか。

**町屋** そうですね。それはもう人のエゴになっているので、動物福祉とは違います。動物福祉は動物がどう感じるか、どう思うか、動物の立場に立って考えるというのがベースにあるのですが、動物愛護については、「愛護」という言葉が動物に使われた場合、どうしても可愛いとか、可哀そうとか人間主体のものになってしまう、というところがあります。例えば、可哀そうな「崖っぷちの犬」とかがメディアで報道されると、一斉に飼い主になりますと申し出る方々がいるんですが、元々は野良なので人に馴れないんですね。それで結局どうなったかという、わたし飼えませんということで、今は県の動物愛護センターで飼われています。こうしたことは人間のエゴとしての愛情ということになると思います。

**山口** 動物愛護という言葉についてですが、佐藤衆介先生が、ヨーロッパと比べて日本で動物福祉が進まない理由として「愛護」という言葉を挙げ、この概念が「ウェルフェアを進展させる上での障害になっているのではないか」と述べておられます。この点について町屋さんはどうお

考えですか。

**町屋** その通りだと思います。例えば、人と動物の関係の改善について畜産農家や実験動物を使う研究者と話をすると、「動物が可哀そう」といっても通じません。何を言ってるんだ、ということにしかありません。そうではなくて、なぜ良くないのかということをしかりと理論的、論理的に伝えるということが大切になってくると思います。感情だけに訴えても、それで伝わる先というのは動物が好きな人たちだけです。でも、動物福祉ということで訴えていかなければならないのはそれ以外の人たちも含まれます。その人たちにも理解してもらう必要があります。動物を好きになってもらわなくてもいいんです。動物を大切にすることを理解してもらうにはどうしたらいいかということを考えていかなければならないんですが、「愛護」だと、それがとても狭くなってしまいます。訴えられるのはどうしても動物好きな人たちに限られてしまいます。そういう意味で動物に使われる「愛護」というのはとても狭いということになるのだと思います。

**山口** なるほど。よく分かります。ところで、貴協会は動物福祉に関する知識の普及啓発に取り組んできていらっしゃるわけですが、一般市民の動物福祉についての意識が近年、向上してきていると感じることはありますか。

**町屋** 向上はしていると思います。特に、ここ数年で進んだなと思うのはやはり殺処分ゼロがブームになっているということですね。犬猫についての意識だけは向上していると思います。これが取っ掛けとなって他の動物にも広がっていけばいいなと思います。ただ、殺処分ゼロの弊害というのも出てきているので、少しずつ直しながら進んできていて、今は殺処分の減少を目指しましょうという言い方をするようになってきました。「殺処分ゼロ」はとてもキャッチーなので政治家は使い続けていますが。

**山口** 殺処分ゼロの弊害というのはどのようなことでしょうか。

**町屋** なぜ殺処分される犬猫が生まれるのかという、その原因を解決しないで、結果だけをなんとかしようとしていることです。殺処分ゼロを達成している国もあるという他国との比較だけで目標にしているので無理があります。国が違えば制度も文化も違いますから。数字だけを追っついて動物を見ていません。

**山口** 外国との比較についてお聞きしたいと思います。日本動物福祉協会はイギリスにもありますし、貴協会はイギリスのRSPCA（王立動物虐待防止協会）とも交流がありますので、イギリ

---

1 枝廣淳子「私たちの食べている卵と肉はどのようにつくられているか——世界からおくれをとる日本」『世界』岩波書店、2017年6月、219ページ。

スと日本との違いについていろいろと感ずるところもあるかと思いますが、日本の一般市民の動物福祉に対する意識は、イギリスと比べるとやはりまだかなり低いですか。

**町屋** ばらつきがあると思います。イギリスだと RSPCA は 200 年弱の歴史がありますが、日本では昭和 48 年に「動物の保護及び管理に関する法律」ができ、平成 11 年に 26 年ぶりの法改正で今の動愛法ができていますので、歴史の差があります。ただ、そうした浅い歴史の中で、動物福祉がここまで進んできたというところには、日本の底力といっていいものがあるのかなと思います。昔から日本人が持っていた命あるものを大切にしようという気持ちの現れでしょうか。ただ、産業動物とか実験動物に関しての意識の低さというのを感じます。今やっと家庭動物、ペットに目が向いたような状態で、産業動物や実験動物、展示動物の福祉は二の次、三の次になっていると思います。特に産業動物と実験動物の飼養環境については、なかなか消費者が目にする機会がないです。自分たちが飲む牛乳が、テレビの CM の通り、放牧されてのびのびと生きている牛たちからできた牛乳だと思っていらっしゃる消費者もまだまだ多いかもしれません。鶏の卵についても、それがどのように産まれてきているか、まだそこまで想像できていない。日本では食の安全安心のところに動物の福祉がまだ入ってきていない。そこがイギリスと比べてまだ遅れているかなと思います。

**山口** そうですね。確かにテレビで取り上げられる牛というのは、たいいてい広い牧場でのんびり草を食んでいるような牛ですね。

**町屋** 以前、県職員だった頃に、農場に出入りをしていたんですけども、繋ぎっぱなしで動けない背中に埃もたまっている乳牛が家具のようにパーッと並んでいて、どれだけ長い期間この状態でのだろう、この子たちと思うような畜舎もありました。

**山口** 一般の消費者が見学できる所というのは広い牧場ばかりで、牛を一日中繋いで飼っているような畜舎というのはなかなか見せてもらえませんね。普通の養鶏場の鶏を見に行っても、まず見せてもらえません。

**町屋** それは、私たちもそうなんですよ。公務員時代もむやみには行けませんでした。伝染病を盾に、見られないようにされます。

**山口** そうなんですか。県職員の方でも自由には出入りできないんですね。

**町屋** 嫌がられます。場合によっては断られることもあります。昔、自治体職員が訪問した順に伝染病が発生したということもあったみたいで、そういうことがあれば、それは嫌われるでしょうね。(今は、どの自治体も農家訪問時にはしっかりと洗浄・消毒等を徹底し衛生管理をしています。)

山口 なるほど。非常によく分かりました。ところで、日本と西洋との違いについて関連してお聞きしたいことがあります。佐藤衆介先生が著書の『アニマルウェルフェア』で動物への配慮の仕方が日本と西洋とではかなり違うということを述べておられまして、その顕著な一例として動物の安楽死に対する獣医師さんの対応の違いを挙げています。佐藤先生が引いているのは1980年代の終わり頃に行われたアンケート調査の結果なのですが、それによると「健康な動物なのに飼い主の希望で安楽死させるという行為を肯定する人は、イギリスでの74パーセントに対し、日本では32パーセント」「助かる見込みのない重症の動物が苦しんでいる場合、飼い主の承諾がなくても安楽死させるとかの問いに、日本人は3パーセントしか賛同しなかったのに対し、イギリスでは88パーセントが賛同した」ということで、こうしたことから、西洋では苦痛を感じる「意識」が重視されているのに対し、日本では「命」が重視されている、と述べています<sup>2</sup>。これは1980年代後半の調査ですから、30年くらい前のデータになってしまうのですが、お聞きしたいのは、現在でもこのような違いはまだあるのかということです。町屋さんは獣医師さんですが、現在でもまだこのような違いってあるのでしょうか。

町屋 あります。安楽死については、今の獣医さんは本当にいやがります。本当は、安楽死もはっきりいって動物福祉に入ります。無駄な苦痛を与えないということです。人は希望を持つことができます。どんな環境でどんな病気を持っていようとも治るかもしれないという希望を持つことができます。痛みを持っていてもいつか治るかもしれないという希望、牢獄に入っているでもいつか出られるだろうという希望を持つことができます。だけれども、動物というのは今のこの現状がすべてです。現状が苦痛であれば、それだけです。そうした状態を楽にしてあげる安楽死は、治らないもの、特に苦痛を伴うものであればやはり選択肢の1つとして絶対に考えなければならぬものです。治療だと思っています。そういったものをしっかりと日本の獣医学の中で教える必要があるのですが、ちゃんと教えきれていないんです。今の日本の獣医学教育にも問題があります。安楽死は必要なことであるにもかかわらず、それを嫌がる獣医さんは多いです。安楽死の定義はしっかりとあって、安楽死についてのhow to、この動物にはこの麻酔薬をどれくらい使えば楽に苦痛なく逝かせることができるという科学的なデータはかなり出ています。アメリカなどにはそのようなガイドラインがあります。そういったものを日本でも出してほしいと思います。でも、そういったものをまとめるのは日本獣医師会とかの獣医師が、動物の専門家と呼ばれているプロの人たちであるにもかかわらず、それを嫌がるんです。そこが問題だと思います。そこはやはり獣医学の教育の中から変えてほしいと思います。

山口 なるほど。安楽死については今も変わってないんですね。

2 佐藤衆介『アニマルウェルフェア——動物の幸せについての科学と倫理』東京大学出版会、2005年、3-5ページ。

**町屋** 当協会にこういう相談がありました。高齢の方で、高齢の猫を抱えていて、「自分はもう老人ホームに入る。この猫はずっと自分と一緒にいた猫で、病気を持っているからもう飼い主は探せない。だから私の腕の中で眠らせて、そこで自分の責任を全うして、それから老人ホームにはいきたい」ということで、行きつけの獣医さんに相談したところ、断られた。「自分はどうしたらいいんですか」という相談でした。「保健所とかにも連れて行きたくない。そこで知らない動物たちと一緒に殺されるよりは、自分の腕の中で、注射で亡くなる場所を見届けたい」という相談を受けたことがあります。これには本当に胸が痛みました。そのかかりつけの獣医さんは、他の病院への紹介もしなかったということです。動物病院で安楽死してくれないので、結局、保健所とか動物愛護センターに連れてこられて殺処分されることになる、という行政の職員からの苦情もあります。

**山口** 非常に興味深い事例ですね。私も、これについては後でじっくり考えてみたいと思います。で、動物福祉の立場からは、動物が感じている苦痛の除去が重要だ、ということが良く分かりましたが、やはり一方で、動物の命を重視する立場も日本では依然としてかなり強力だということも分かりました。貴協会では毎年、小学生と中学生の作文コンテストを実施されていますが、前年度の受賞者の作文を拝読しますと、「動物の命の大切さ」「生命尊重」が前面に出ている作文が複数含まれていて、やはりこれが日本の動物倫理の伝統なのだろうなという印象を強く受けました。

**町屋** やはり子供たちというのはメディアの影響を受けやすいです。日本で出ている食育の本とかも、動物が置かれている環境について考えましょうという動物福祉について訴えるものよりも、動物の命を頂くから感謝して頂きましょうというものが多いです。食卓に上がったこの動物たちがどういった環境で暮らしていたのか、幸せだったのか、生まれてから死んであなたの口に入るまでどうだったのかという教育ではないんですよね。死んでからあなたの口に入るまでが食育教育になっているんです。産業動物が飼われていた状態に対してのアプローチというのが、現在の子供たちの教育の中で欠如していると思います。作文コンテストの作文はもちろん年によってばらつきがあって、この子は良く分かっているなど感心することもあります。概してメディアの影響が大きいなと感じます。

**山口** 確かに、私の小学6年生の子供も、産業動物が普段どのように暮らしているのか、学校で教育を受けた形跡はないですね。もちろん、死んだ動物に感謝することは大事なことです。生きている間の動物の福祉についても学校教育で取り上げるべきですね。ところで、犬猫の問題に戻りたいと思いますが、ペットの繁殖業者、販売業者、それから購入者等に対する働きかけで、貴協会が今一番力を入れて取り組んでいることはどのようなことでしょうか。

**町屋** 当協会の目標は日本全体の動物福祉の向上なのですが、そのためのアプローチとしては、

不幸な動物を助ける活動と不幸な動物を作らない活動、この2つが二本柱です。新しい飼い主さんを探したりとか、不幸な動物を増やさないために不妊去勢手術をしたりとかしていますが、一番の根幹をなすのは不幸な動物を作らないようにする体制作りになると思っています。ただ、そこは本当に地味なんです。とても大切なんですけど、とても地味で注目も集まらないところでもあります。その活動の中で大切なのはやはり法律の改正に向けた取り組みとか、そのためのセミナー、研修会を開くという啓発活動です。それからメディアの人が取材に来たときは、必ずメディアの人に動物福祉セミナーの講義を聴いてもらいます。それで、ちゃんと理解した上で、発信してもらうようにしています。やはりそういうベースがあるのとないのとでは全然違います。メディアの影響というのはとても大きいと実感していますので、しっかりと正しい情報を発信してくださいとお願いしています。それから日本の動物福祉については行政職員が大きな役割を担っています。なぜかという、法律の中でそうなっているからです。例えば、ネグレクトとか不適切な飼養管理とかがあったら、そこを視察したり指導したりする権限があるのは行政の職員です。動物取扱業の登録を出したりするのも行政職員です。そこを視察したり指導したり登録を取り消したりできるのも行政職員なので、行政職員を教育することにも力を入れています。RSPCAから講師を招いたセミナーとか法獣医学研修会などを行政職員を対象に実施しています。

**山口** 不幸な動物を作らない、作らせないようにする、ということについてですが、それは動物の供給量が多すぎるといふことでもあるのでしょうか。つまり繁殖業者さんが犬猫をたくさん作りすぎるといふ問題もあるのでしょうか。

**町屋** そうです。そこをまず断ちましょうといふことがあるのですが、これについては始めから少し丁寧に説明した方がよろしいでしょうかね。

**山口** 是非お願いします。

**町屋** まず犬の登録数ですが、統計を取り始めてからずっと右肩上がりでも上がってきていて、最近はずし下がり気味とはいえ、昔と比べれば格段に上がっています。一方、犬猫の殺処分数は年々右肩下がりでも下がってきています。しかし公表されている殺処分数はあくまでも行政施設での殺処分数になります。ですので、行政施設で引き取りを拒否された犬猫はどうなっているのかとか、動物保護施設で動物福祉がちゃんと守られているのか、本当に不幸な動物が減っていると考えていいのかといふ疑問が出てきます。殺処分ゼロの裏にある自治体の問題としては、一つは、やみくもに引き取りを拒否するといふのがあります。それから行政施設も収容能力といふのがありますが、それ以上の犬猫を殺処分できずに抱えてしまう、それを税金で養っているという現状があります。攻撃性がある絶対譲渡できないような犬猫まで飼い続けてしまうといふことがあります。3番目は反対にどんな犬猫でも、どんな人、団体にでもどんどん譲渡してしまうといふこともあります。自分のところに置いておかなければ殺処分する必要もないといふこと

で、攻撃性のある犬猫でも、すでに収容能力をオーバーしているような団体にでもどんどん譲渡してしまうということが起きています。例えば、犬をわざわざ他県に譲渡して、その犬が他県で咬傷事故を起こしてしまったということがあります。自分のところでは殺処分ゼロだけれども、他県では咬傷事故まで起こして殺処分数1がついてしまったという事案です。それから自治体から犬猫を受け入れている愛護団体が劣悪な飼養管理をしてしまうということがあります。こうした愛護団体さんは「可哀そう」から始まっているケースが多いので、「殺すくらいなら」ということで自治体からどんどん犬猫を引き出してしまい、「生きていればいい」という考え方で結局、動物の劣悪な飼養管理につながってしまっているというところがあります。

山口 その愛護団体さんの気持ちはなんとなく分かりますが、しかし不幸な結果を生み出しているわけですね。

町屋 行政施設だけでなく、そういった愛護団体も収容能力以上の頭数を抱えている所が増えてきています。すでに崩壊した団体もあります。つまり、収容された犬猫にとっては過酷な環境になっているんです。行政施設から愛護団体へ、過酷から過酷へといったような状態です。これで動物福祉が守られているのかというところが出てきます。このような問題は実際に殺処分ゼロを達成した自治体施設でも見受けられます。

山口 そうなんですか。

町屋 今のは自治体の問題でしたが、社会的な問題としては、繁殖できなくなったり、売れ残ったり、飼えなくなったりした犬猫の一部は動物取扱業者や一般の家庭でも遺棄されたり、劣悪な環境で飼い殺し状態になったりしているというのがあります。これは当協会が告発したいいわゆる引き取り業者の施設です【パソコン上に施設の動物の画像が映し出される】。この人は動物取扱業者の登録を販売業で取っています。施設は建付けも悪いので寒いですし、雨も入ってきます。ウンチも白く変色するまでとられていません。これだけ白くなっているということは最低でも1週間程度は放置されていたということを示しています。

山口 この業者も、一応、善意ではやっているのですね。

町屋 善意ではないですね。この業者はお金を取っているんです。売れなくなった動物を1, 2万円引き取っています。でも1, 2万円なんて飼養できないので、ボランティアさんが引き取ってくれたり、病気で死んでくれたりすると助かるわけです。死んでくれればいいんです。引き取った後死んでくれれば、その分のスペースが空いて、また次の動物を引き取れますから。若くて健康そうな動物に関しては転売したりします。これはもう商売です。

山口 なるほど。



**町屋** こういった形の数字に表れない不幸な動物たちが現に存在しています。その奥にある根本的な原因は何かというと、やはり主な原因というのは日本の犬猫の大量生産を生み出す流通システムにあるということです。これはもう大量生産、大量消費、大量廃棄の構図の下で起こっていることが命でも起こっているということです。どういうことかということ、日本の主な流通システムというのはまず繁殖業者つまりブリーダーさんがいて、そこで繁殖された犬猫がペットオークションに持ち込まれます。まあ、競り市ですね。で、この競り市にペットショップ側が買い付けに行くと、そこで買い付けられた犬猫が消費者に売られていくというもので、だいたい6割がこういった流れになっています。多くの消費者はペットオークションの存在を知りません。

**山口** 私も知らなかったですね。

**町屋** このペットオークションが何で生まれたかということ、やはり便利だからですね。繁殖業者はどんどん産ませてペットオークションに持っていけばとりあえずは売れるわけです。ペットショップ側もとりあえずペットオークションに行けば何かしら居るから買い付けができる。流行の犬猫があれば大量に生産されてくるのでそれを買い付けることができる。つまり人間主体のお金を回すためのシステムができていくことになります。そこであぶれた犬猫たちは引き取り業者や動物愛護団体に引き渡されたり、遺棄されたりします。もちろん、ちゃんとした繁殖業者さんもいて、そういった方々は自分のところで最後まで面倒を見たり、自分で飼い主を見つけたりします。ただ、少ない印象です。

**山口** そうですか。

**町屋** 繁殖業者については、繁殖にあたっての具体的かつ明確な規制がありません。例えば、1歳未満で出産させてはならない、次の出産まで12カ月以上空けなければならないとか、そういう規制はイギリスの法律にはあるんですよね、繁殖業法といって。日本にはないです。次の法改正では入れなければということでは動いているところです。やはり、ペットオークションがあるので、需要に関係なく、消費者の顔が見えなくても繁殖した犬猫を売ることができます。これが無秩序な繁殖を可能にしています。

**山口** なるほど。ペットオークションが大量生産を可能にしているわけですね。

**町屋** ペットオークションについては、無秩序に繁殖した犬猫もペットオークションで売ることができるということと、オークションで売れ残った犬猫だけを安く引き取り転売する悪質な動物取扱業者も出ていて、そういった業者を生み出す原因にもなっています。このペットオークションというのは日本独自のシステムなのですが、その他の問題としては、オークション会場に子犬子猫が全国から大量に来ますので、感染症のリスクもありますし、輸送のストレスもかかります。トレーサビリティが不十分ですので、購入後に遺伝病や先天性疾患などが判明したとして

も、飼い主さんから繁殖業者までのフィードバックがなかなかできません。そうすると繁殖業者さんは自分のところで生まれた犬猫に遺伝病があることを知らずに、ずっとそこで産ませ続けてしまうということになります。最近はペットオークション側も風当たりが強くなってきているということは感じていますので、衛生管理にはしっかりと取り組んできているところはありますが、それ以前の問題なんですよ。このシステム自体が生み出す要因が大量廃棄に繋がっているということを考えなければならぬと思います。現状の大量廃棄されている動物を助ける活動だけではもう限界にきています。どこの団体も飽和状態になってきています。根本的な問題である大量生産を生み出す流通システムにそろそろメスを入れ、不幸な動物を作らないことに焦点を当てていくことが必要です。

山口 そのためにはどうしたらいいのでしょうか。

町屋 1つは法律の整備ですが、それだけじゃなくて法律が作られたらそれを適切に運用することが大切です。今の動物愛護法でも動物取扱業者の劣悪な飼養管理を動物虐待として指導することはできるのですが、実際にはうまく機能していません。理由はいろいろありますが、やはり殺処分ゼロに世間の目が向いているので、そこに行政の職員さんたちが力を注いでしまうということがあります。政治家もそこに目を向けています。で、動物を守る法律の制定整備ですが、具体的にはどういうことかという、やはりペットオークションの見直しですね。後は、飼育禁止命令とか緊急保護ですね。日本では所有権が強いので、動物が虐待を受けるような環境にいても保護もできないというのが現状です。

山口 イギリスのRSPCAですと、そういうことができるんですよ。

町屋 できます。それが日本でも欲しいです。せめて緊急保護、それから飼育禁止命令というのが欲しいところです。あとは動物取扱業者の飼育環境や管理を明確に基準化することです。行政が指導に入ったときに判断に困らないように明確化することが大切だと思います。ただここで誤解のないようにしていただきたいのは、数値化だけが明確な基準となるのではないということです。動物がどういう状態に置かれているか、鳥であれば羽をちゃんと羽ばたかせられるかとか、犬であればしっぽを振ったときにケージに当たらないかとか、そういった状態についての基準が大切になってくると思います。運用については警察との連携が不可欠です。警察の方々も動物愛護法をしっかりと理解していただくことが大切だと思います。

山口 なるほど。実は本学からも警察に就職する学生が多いので、授業でも動物福祉を取り上げるようにした方がいいですね。

町屋 動物虐待は、虐待のリンクと言われていて、結局エスカレートして人に行くことが報告されています。ですので、警察も注目しているところではあるんですけども、なかなか人によっ

て対応が違ってきます。動物が好きな警察官に当たれば「当たり」といった状態なので、やはり動物虐待は犯罪だということできっと統一した対応をしてほしいと思います。それから、運用については警察の他に行政が関わってきます。日本では行政が動物福祉に対して本当に大きな役目を担っています。海外では動物保護団体、福祉団体が大きい、寄付文化があって資金も潤沢なので、そういった団体の人たちがイニシアティブをとって動くことができるんですけども、日本の場合は、税制上の問題とかもあって、なかなかそこまで大きな団体が育たないということがあります。そういったところで、行政が大きな役割を担わざるをえないというのが現状です。で、行政の役割としては動物取扱業の規制、これがとても大きいと思います。こういったところを環境からすべてチェックをして、不適切な管理であれば指導したりとか、指導しても直らないようなら勧告、命令、業の取り消しまでスムーズにできるようにしないとイケないかなと思っています。

山口 その点でも法律の改正が必要だということですね。

町屋 現行法の下でも行政がしっかりと業者の監視・取り締まりをすれば悪質な業者は減少していくと思います。ただ、行政の職員さんの意見としては、今の法律だと漠然としすぎていて判断に困ると言うわけです。一方、環境省としては、自治体の方で条例として細かく作って頂いても全然かまわないように法律を作っている、法律というのは漠然としたものなんです、と言います。平行線で何も進んでいません。そうすると動物たちにしわ寄せがくるだけなので、ここはやはり国が音頭を取ってやっていくしかないのだろうと思います。なので、行政の職員が判断に困らないような更なる明確な基準を作る必要がありますし、罰則も必要不可欠です。

山口 そうですね。

町屋 現状では、殺処分ゼロを達成したという自治体は増えてはいますが、しかし、殺処分ゼロ、でも動物福祉もゼロということにもなりかねない。その背後には「ただ生きていればいい」という考え方があると思います。

山口 日本的な「生命尊重」という考え方の裏返しということでしょうかね。

町屋 人は生きていればいつか幸せになれるだろうとか、何かが変わるだろうとか希望を持てるのですが、先ほども言いましたように、動物というのは今置かれている現状が全てです。その改善が見られなければ、彼らの生活の質は低いという判断になります。つまり動物福祉的にはとても酷い状況に置かれているという判断になります。だから、ただ生きていればいいではなくて、どのように生きるか、つまり心身ともに健康で調和がとれていて幸せであることが動物にとって最も大切なことです。

**山口** 最後に、不幸な動物を作らないようにするために、私たち一般の消費者にもできることをお聞きしたいと思いますが、どのようなことをするのが一番いいでしょうか。

**町屋** 動物が欲しいと思ったときに、ペットショップに行くのは悪いことだとは思いませんが、その前に保護施設とか譲渡会とかに足を運んでみるとよいと思います。これを皆さんがやり始めれば、ペットショップで動物を買う人が少なくなります。ペットショップは売れないものは置きませんので、そうすると自然に生体販売がなくなりますし、ペットオークションの存在も意味がなくなります。ボトムアップで問題を解決することができます。

**山口** それが一番いいでしょうね。

**町屋** ただ、これには時間がかかるので、法律というのも大切になってきますし、トップダウンとボトムアップの両方が必要だと思います。

**山口** そうですね。動物愛護法の改正には大いに期待したいと思います。